

1 推進体制

(1) 山形県再犯防止推進協議会

計画の推進にあたっては、地域の様々な機関が連携・協力しながら再犯防止の施策を推進する必要があります。そのため、国の機関や更生保護団体、関係団体等で構成する「山形県再犯防止推進協議会」を設置し、関係機関が連携しながら本県の実情に応じた再犯防止の取組を総合的・計画的に推進します。

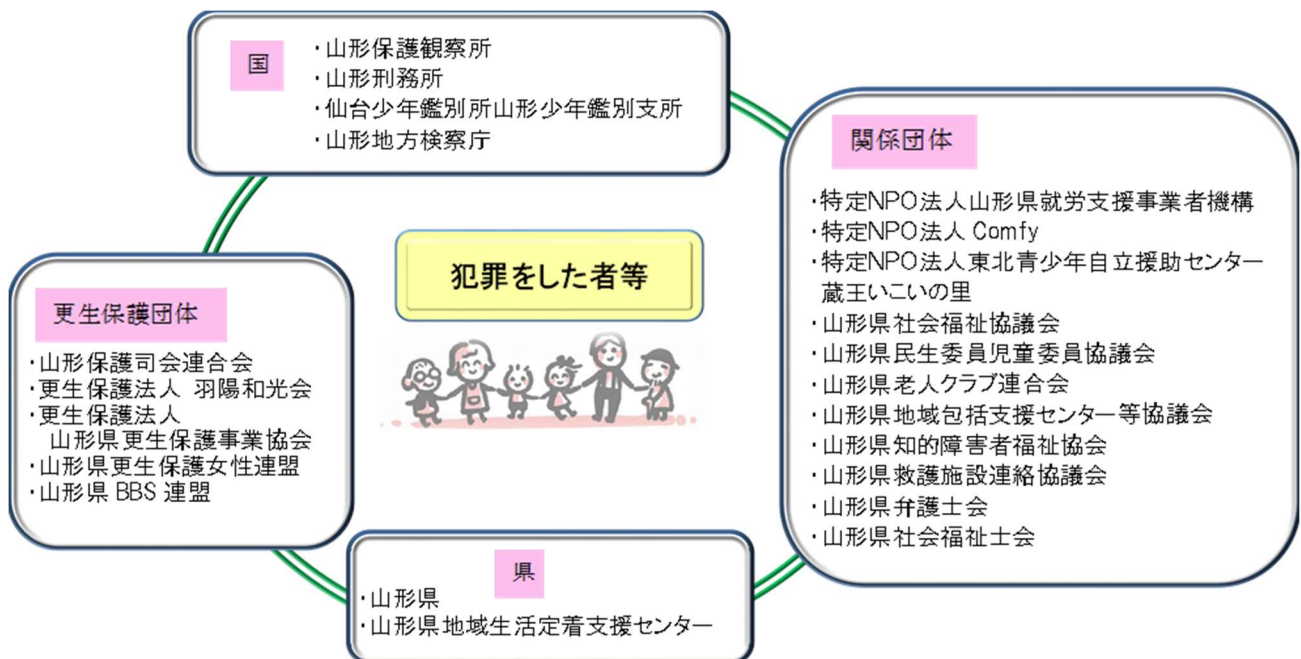
(2) 山形県再犯防止対策の推進に係る庁内連絡会議

再犯防止対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、再犯防止対策を総合的に推進するため、「再犯防止推進連絡会議」を設置し、計画の推進に取り組みます。

2 進捗管理

策定した山形県再犯防止推進計画については、山形県再犯防止推進協議会において、計画の進捗管理や評価・検証等を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

山形県再犯防止推進協議会



再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援(第12条)
- 3 非行少年等に対する支援(第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等(第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備(第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等(第14条)
- 5 住居の確保等(第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助(第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等(第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援(第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰(第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助(第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

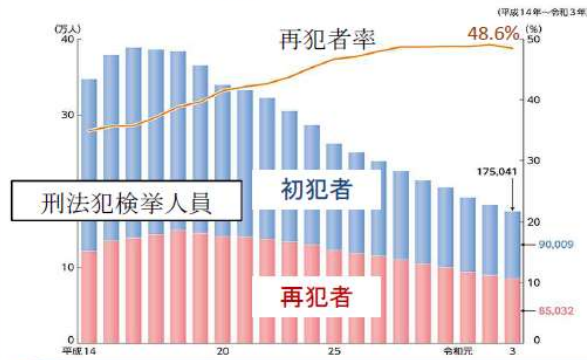
第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



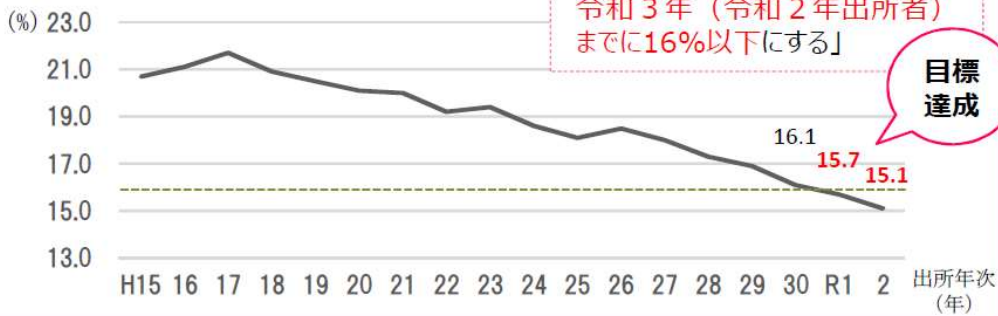
認知件数は戦後最少を更新
再犯者率は**上昇傾向**

- 平成28年12月
「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月
「再犯防止推進計画」閣議決定
➤ 7つの重点課題について、
国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年以内再入率の推移



第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携(ネットワーク)拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実

(2) 住居の確保

- 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた処遇(福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等)を行うための体制整備
- 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障害のある者等への支援

- 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
- 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
- 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

- 矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施
- 更生保護施設等の受入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
- 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高卒認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した処遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのため保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者(NPO法人、自助グループ、弁護士等)の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摂の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター(少年鑑別所)における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による処遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- ① 検挙者中の再犯者数及び再犯者率
- ② 新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合
- ③ 出所受刑者の2年以内再入者数及び再入率
- ④ 主な罪名・特性別2年以内再入率
- ⑤ 出所受刑者の3年以内再入者数及び再入率
- ⑥ 主な罪名・特性別3年以内再入率
- ⑦ 保護観察付(全部)執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率

(設置)

第1条 山形県における再犯の防止等に関する施策を推進するため、山形県再犯防止推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 山形県再犯防止推進計画の策定及び推進等に関すること。
- (2) その他、山形県における再犯の防止等の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関・団体を構成員として組織する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は山形県健康福祉部次長が務める。
- 3 会長は、会務を総括し、これを代表する。

(会議の招集)

第4条 協議会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。
- 3 必要に応じて、協議会の下に、ワーキンググループを設置することができる。

(個人情報の保護)

第5条 協議会の出席者は、会議等により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、山形県健康福祉部地域福祉推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

山形県再犯防止推進協議会構成団体

| 区分 | 所 属 | |
|----------------|--------------------------------|-----|
| 国 | 山形保護観察所 | |
| | 山形刑務所 | |
| | 仙台少年鑑別所山形少年鑑別支所 | |
| | 山形地方検察庁 | |
| 更生 保護 団体 | 山形県保護司会連合会 | |
| | 更生保護法人 羽陽和光会 | |
| | 更生保護法人 山形県更生保護事業協会 | |
| | 山形県更生保護女性連盟 | |
| 関係 団体 等 | 山形県BBS連盟 | |
| | 特定非営利活動法人 山形県就労支援事業者機構 | |
| | 特定非営利活動法人 Comfy | |
| | 山形県地域生活定着支援センター | |
| | 特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里 | |
| | 山形県社会福祉協議会 | |
| | 山形県民生委員児童委員協議会 | |
| | 山形県老人クラブ連合会 | |
| | 山形県地域包括支援センター等協議会 | |
| | 山形県知的障害者福祉協会 | |
| | 山形県救護施設連絡協議会 | |
| | 山形県弁護士会 | |
| 山形県社会福祉士会 | | |
| 県 | 山形県健康福祉部（事務局） | 事務局 |

【更生保護団体】

山形県保護司会連合会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、国の機関の保護観察所の保護観察官と協働態勢で、保護観察を受けている人と面接指導のほか、刑務所や少年院に入っている人が社会に戻る場所の調査や調整を行っています。

山形県下 35 市町村を 11 の保護区に分け、それぞれに組織された保護司会をまとめる機関として保護司会連合会が組織されており、保護司会及び保護司の皆様に対する支援はもちろんです。保護司活動が地域に理解されるよう支援する、あるいは新たな保護司のなり手・人材発掘のため、各地方公共団体や民間企業への働きかけを課題として、日々活動しています。

更生保護法人 羽陽和光会

羽陽和光会は、矯正施設等を出た方など頼るべき人がおらず住居もないなどの理由で、直ちに自立することが困難な方々の円滑な社会復帰を支援する、県内で唯一の更生保護施設です。

定員は男子 20 名で、山形保護観察所の委託により入所者を受け入れており、入所者の自立に向けた生活指導や就労援助、親族や関係者との調整などを行っています。また、地元町内会の公園清掃や防災訓練への参加など地域との交流を図りながら運営しています。

今後も、地元町内会や保護司会を始めとした更生保護関係団体等の皆様の御理解と御支援を支えに、築いてきた地域との良好な関係を維持しながら、さらに地域の方々に頼りにされる施設となるよう運営していきます。

更生保護法人 山形県更生保護事業協会

山形県更生保護事業協会は、昭和 47 年に財団法人として設立された後、更生保護事業法の制定に伴い、平成 8 年 4 月に更生保護法人として法務大臣から認可を受け、罪を犯した人たちが更生して社会復帰出るよう、福祉等関係機関と連携しながら医療や就労などの支援を行う地域連携・助成事業を実施しています。

また、保護司を始めとした更生保護女性会や更生保護施設等の更生保護関係者や機関への助成や支援を行っているほか、刑務所等を出所したものの家族のもとに帰る旅費がない場合や、一時的に生活費が不足する場合などの援助等も行っています。

山形県更生保護女性連盟

山形県更生保護女性連盟は、山形県下 21 地区更生保護女性会、約 1,500 名の会員の活動を支援するために組織されています。

終戦直後、路上生活を送る戦争孤児をみかねて「ほっとけない」と立ち上がった婦人たちの活動が原点ですが、時を経て、現在は、刑務所や保護観察所といった罪を犯した人たちの更生に関わる機関に対する支援のほか、愛の一声運動や登下校時の見守り等子育て支援に関わる機関への協力など地域のニーズに応じた活動をしています。ほっこりした子育て環境とママたちの子育てのサポートになれば、健やかな青少年の育成につながるという思いで活動しています。

山形県 B B S 連盟

B B S は Big Brothers and Sisters Movement の略称です。非行から立ち直ろうとする少年少女たちに近い世代の兄、姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動です。全国で約 4,500 人、山形県では約 80 名（令和 7 年 1 月 1 日時点）の会員が在籍しています。

B B S の活動は主に「ともだち活動」、「グループワーク」、「研さん活動」と保護観察所等と協力し少年たちとの社会奉仕活動の協力や非行防止活動を行います。少子化による少年事件数の減少や時代の変化による非行少年を取り巻く状況の変化に応じた活動の推進を目指しています。

【関係団体等】

特定非営利活動法人 山形県就労支援事業者機構

山形県就労支援事業者機構は、再犯のない社会を作るために、山形県内の経済界の協力により罪を犯した人などへの就労支援を行い、安全な社会づくりに貢献する組織です。協力雇用主が対象者を雇用するにあたり、予算の範囲内で健康診断の費用や作業着購入、ハローワークでの職業訓練等の費用を助成するほか、国の支援制度の情報提供を行います。

再犯防止に必要な生活基盤の確保を支援するため、住宅確保支援や継続的な見守り支援などに関わる機関・団体の皆様と協力し取り組んでいます。

特定非営利活動法人 Comfy (旧：鶴岡ダルク)

ダルクとは、様々な薬物がやめたくてもやめられない薬物依存症という困難な病気からの回復を図ることを目的としているリハビリ施設で、全国各地に設置されています。

当施設では、施設において薬物依存者等を受入れ、共に生活をしながらグループミーティング等による回復プログラムを実践するとともに、処方薬、アルコール、ギャンブル等の依存症を含め、再発しないための通院調整等治療のサポートを行っています。治療が困難で常に依存症と対峙する必要がある薬物依存は治療が長期に及ぶことから、病院等で開催される退院支援委員会等に毎月出席するなど医療機関や関係機関等との連携を密にしながら利用者の薬物等依存からの脱却をサポートしています。

山形県地域生活定着支援センター

地域生活定着支援センターは、各都道府県に設置され、刑務所等矯正施設の退所予定者等で高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする者に対し、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する機関です。

主な業務としては、以下のとおりです。

- ・ 矯正施設退所予定者の帰住地調整を行うコーディネート業務
- ・ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務
- ・ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務
- ・ 釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように支援を行う被疑者等支援業務
- ・ 地域のネットワークの構築と連携促進業務

特定非営利活動法人 東北青少年自立援助センター蔵王いこいの里

蔵王いこいの里では、山形保護観察所の委託を受け、自立準備ホームとして、主に青少年の保護観察対象者の更生を支援しています。

主な活動としては、以下のとおりです。

- ・ 生活習慣の改善及び食生活改善
- ・ 体力づくり
- ・ 農作業体験を通してのコミュニケーション訓練
- ・ 学習支援（毎日漢字の書き取り・計算等）
市町村教育委員会や各学校との連携
義務教育期間中の公立学校に限り登校日数扱い
定時制及び通信制高校等への通学・学習支援
- ・ 就労訓練
近隣果樹園や企業での就労体験
ハローワークとの連携
- ・ 居場所づくり
卒業後でも気軽に訪問できるよう環境整備

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法に基づき設置された非営利の民間組織（社会福祉法人）です。すべての市区町村、都道府県そして全国に設置されており、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指し、様々な地域福祉活動を行っています。

山形県社会福祉協議会は、山形県内全域を対象とする中核組織です。県内 35 市町村社協をはじめとする各関係機関・団体との協働ネットワークのもと、相互に連携・協力しながら広域的なコーディネートを行い、地域社会全体で支援を必要とする人を支えようとする「地域共生社会」の実現を目指した取組を進めています。

山形県民生委員児童委員協議会

民生委員・児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

山形県民生委員児童委員協議会は、県内 35 の市町村民生委員児童委員協議会（136 の法定単位民生委員児童委員協議会）に所属する 2,936 人（令和 7 年 12 月 1 日以降の定数）の民生委員・児童委員により構成され、研修事業、調査・研究、広報・啓発、連絡調整等、民生委員・児童委員活動の支援や、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指した取組を進めています。

山形県老人クラブ連合会

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織で、仲間づくりや生きがづくり、健康づくりなど生活を豊かにする楽しい活動と高齢者の知識や経験を活かし地域の人々と交流を図る地域を豊かにする社会活動を行っています。

矯正施設等を出られた方々は、特に高齢者の再犯率が高く、その多くが生活困窮や孤独・孤立など社会での居場所や生活の楽しみが見つけれられず罪を重ねてしまうという悪循環によるものだと考えられます。

矯正施設等を出られた方々への理解を深め、関係機関と連携を図りながら更生と再犯防止のため老人クラブとして高齢者の立場で見守り、地域との「つながり」をつくる支援体制づくりを推進しています。

一般社団法人 山形県地域包括支援センター等協議会

山形県地域包括支援センター等協議会は、県内の地域包括支援センター、在宅介護支援センターを正会員として運営している団体です。県をはじめとする関係機関との関係を強化し、高齢者だけでなく地域住民が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護予防・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの体制づくりを構築し、広く県民の福祉向上に寄与することを目的としています。さらに多様化、複雑化する状況に対し、センター同士の連携を強化しながら、様々な関係機関と協働し地域共生社会の構築を目指し、様々な活動に取り組んでいます。

住宅確保要配慮者に対する居住支援、ヤングケアラー対策など、法律や制度の狭間で生きづらさを抱えている人たちの支えになる取組を行っています。

山形県知的障害者福祉協会

山形県知的障害者福祉協会は、知的障がいのある人たちの尊厳が守られ、豊かな人生を実現できるよう、県内で障がい福祉サービス（施設入所支援、生活介護、就労継続支援、共同生活援助、居宅介護、短期入所、相支援等）を提供している 83 の施設・事業所を会員とした団体です。

職員対象の研修会やセミナー（権利擁護・支援力向上等）の開催、当事者活動支援、施策推進のための政策提言等の活動を行っています。

福祉の支援を必要とする触法障がい者の受け入れにあたり、職員の理解と各関係機関との情報交換・共有、連携を取りながら進めていくとともに、その後の再犯を防止するためにも、継続した関係各所との協力体制が不可欠と考えています。

山形県救護施設連絡協議会

救護施設は、生活保護法に基づき運営されている福祉施設です。山形県には3か所あり、身体や精神の障がいや経済的なこと等の何らかの課題を抱え、1人の力では日常生活を送ることの困難な方が、健康的に安心して過ごすことのできる施設です。

施設では、日常生活支援や生産活動等を通して生活の基盤を整え、潤いと生きがいを持ち、地域で再び生活するための支援を提供しています。犯罪歴のある方の入所もあり、生活の基盤を整え、行政や病院・他の福祉関係機関と連携を図り適切な福祉サービスを受けることで、再び地域で生活している方もいます。

救護施設では、他関係機関と連携をして施設利用者の新たな生活に向けて支援をしていきます。

山形県弁護士会

弁護士会では個々の刑事事件を担当する弁護士候補者を裁判所に推薦したり（国選弁護人の場合）、弁護人を紹介したりしています（私選弁護人の場合）。

刑事事件の弁護活動の一環として、罪を犯した人が社会に戻ったときの生活環境の安定を目指し、公的な福祉制度につなげるなど諸々の活動を行っています。

また、弁護士会では、「犯罪加害者家族支援センター」を設置しており、弁護士を配置し、家族からの電話相談や面談相談を実施しています。本センターは、直接的には犯罪加害者の家族の支援を目的としていますが、加害者が立ち直るためには受け入れる家族の協力が不可欠ですので、再犯防止という積極的意味も有しています。

山形県社会福祉士会

山形県社会福祉士会は、現在 608 名の会員で組織しており、その多くは、福祉施設や社会福祉協議会の現場で、利用者の権利を守るという視点で相談援助の業務を行っています。

本会では、電話及び来所による権利擁護に関する相談を受け付ける窓口を、山形県社会福祉士会の事務局に開設しており、犯罪をした者等に関する相談も含めて、広く県民からの権利擁護に関する相談を受け、関係する機関等へつないでいます。

(目的)

第1条 再犯防止対策について庁内関係部署の緊密な連携と協力により、再犯防止対策を総合的に推進するため、再犯防止推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項について協議検討する。

- (1) 山形県再犯防止推進計画の検討及び推進に関すること。
- (2) 再犯防止対策に関する施策に係る関係部局間の連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議の委員は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議は、健康福祉部次長を委員長とし、委員長に事故等があるときは地域福祉推進課長がその事務を代行する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員を追加することができる。

(召集)

第4条 連絡会議は、委員長が召集し、これを主宰する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、健康福祉部地域福祉推進課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月31日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

| 構 成 員 | | 関連業務 |
|------------|---------------|------------------|
| 健康福祉部 | 健康福祉部次長 | (委員長) |
| 総務部 | 高等教育政策・学事文書課長 | 復学・修学支援 |
| 防災くらし安心部 | 消費生活・地域安全課長 | 防犯まちづくり |
| しあわせ子育て応援部 | 多様性・女性若者活躍課長 | 青少年健全育成指導 |
| 健康福祉部 | 健康福祉企画課長 | 薬物依存者の支援、薬物乱用防止 |
| | 高齢者支援課長 | 高齢者、地域包括ケア、認知症対策 |
| | 障がい福祉課長 | 障がい者福祉 |
| 産業労働部 | 雇用・産業人材育成課長 | 職業訓練、就労支援 |
| 県土整備部 | 建設企画課長 | 雇用主への入札資格加点 |
| | 建築住宅課長 | 県営住宅、住宅政策 |
| 村山総合支庁 | 生活福祉課長 | 生活保護、生活困窮者支援 |
| 最上総合支庁 | 地域健康福祉課長 | 生活保護、生活困窮者支援 |
| 置賜総合支庁 | 地域保健福祉課長 | 生活保護、生活困窮者支援 |
| 庄内総合支庁 | 地域保健福祉課長 | 生活保護、生活困窮者支援 |
| 教育局 | 教育政策課長 | 復学・修学支援 |
| | 義務教育課長 | 小中学校における非行防止対策 |
| | 高校教育課長 | 復学・修学支援 |
| 警察本部 | 生活安全企画課長 | 犯罪予防 |
| | 人身安全少年課長 | 少年犯罪の防止 |
| | 組織犯罪対策課長 | 暴力団関係の再犯防止 |
| 健康福祉部 | 地域福祉推進課長 | 事務局 |

参考資料6 用語の解説

| 用語 | 解説 |
|--------------|--|
| あ行 | |
| 入口支援 | 一般に、矯正施設出所者を対象とし、矯正施設から出所した後の福祉的支援という意味での「出口支援」に対して、刑事司法の入口の段階、すなわち、矯正施設に入所するに至る前の段階で、高齢又は障がいのある被疑者等の福祉的支援を必要とする者に対して、検察庁、保護観察所、弁護士等が、関係機関・団体等と連携し、身柄釈放時等に福祉サービス等に橋渡しするなどの取組をいう。 |
| か行 | |
| 仮釈放 | 再犯を防止し、その改善更生と円滑な社会復帰を促進することを目的として、改善更生が期待できる懲役又は禁錮の受刑者を刑期満了前に仮に釈放すること。仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付される。 |
| 鑑別 | 非行又は犯罪に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、その者の処遇に資する適切な指針を示すことをいう。 |
| 帰宅先 | 刑事施設、少年院に収容されている者が、出所・出院後、一定期間生活をしていく場所を指す。親族・知人宅のほか、就労先の寮、更生保護施設や自立準備ホーム、グループホーム等の社会福祉施設などがある。 |
| 帰宅予定地 | 刑事施設、少年院に収容されている者が釈放された後に居住する予定の住居の所在地をいう。 |
| 起訴猶予 | 犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないことから不起訴とするもの。 |
| 矯正施設 | 刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。 |
| 協力事業主（協力雇用主） | 保護観察所において登録し、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。一般的には、「協力雇用主」だが、山形県では「協力事業主」と呼称している。本文では、「協力事業主」と表記している。 |
| 居住支援法人 | 住宅セーフティネット法に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者に対し民間賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談、見守りなどの生活支援を行う法人として都道府県が指定するもののこと。 |
| 刑事施設 | 刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう。 |
| 刑務所 | 受刑者を収容し刑の執行を通じて、改善更生に向けて、社会に適応するよう様々な処遇を行う施設。 |
| 刑余者 | 刑罰を受けたことがある者のこと。 |
| 更生保護サポートセンター | 保護司を始めとする更生保護関係団体、地域の関係機関・団体及び地域住民との連携の強化を図るための、地域における更生保護の拠点。 |

| | |
|-----------------|--|
| 更生保護 | 犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることで、社会を保護し、個人と公共の福祉を増進しようとする活動。 |
| 更生緊急保護 | 更生保護法（平成19年法律第88号）第85条に基づき、保護観察所が、満期釈放者、保護観察に付されない全部執行猶予者及び一部執行猶予者、起訴猶予者等について、親族からの援助や、医療機関、福祉機関等の保護を受けることができない場合や、得られた援助や保護だけでは改善更生することができないと認められる場合、その者の申出に基づいて、食事・衣料・旅費等を給与し、宿泊場所等の供与を更生保護施設等に委託したり、生活指導・生活環境の調整などの措置を講ずるもの。刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた後6月を超えない範囲内（特に必要があると認められるときは、更に6月を超えない範囲内）において行うことができる。 |
| 更生保護施設 | 主に保護観察所から委託を受けて、住居がなかったり、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を宿泊させ、食事を給与するほか、就職援助、生活指導等を行ってその円滑な社会復帰を支援する施設。 |
| 更生保護女性会 | 地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。 |
| 更生保護法人 | 更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第6項に定める法人で、更生保護施設の運営など更生保護事業を営むことを目的とする団体が、更生保護事業法の規定に基づき、法務大臣の認可を受けて設立する法人。 |
| コレワーク | 矯正就労支援情報センター室の通称。受刑者等の就労先を在所中に確保し、出所後速やかに就労に結び付けるため、受刑者等の帰住地や取得資格等の情報を一括管理し、出所者等の雇用を希望する企業の相談に対応して、企業のニーズに適合する者を収容する施設の情報を提供する（雇用情報提供サービス）などして、広域的な就労支援等に取り組んでいる。 |
| さ行 | |
| 再入者 | 受刑のため刑事施設に入所するのが二度以上の者。 |
| 再犯者 | 刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。 |
| 持続可能な開発目標（SDGs） | 平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことがうたわれている。略称SDGsは「Sustainable Development Goals」の略。 |
| 社会福祉協議会 | 地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人。 |
| 社会を明るくする運動 | 全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。 |
| 住宅確保要配慮者 | 高齢者や低額所得者、障がい者などの住宅の確保に配慮が必要な者のこと。 |

| | |
|--------------|---|
| 少年鑑別所 | ①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置の決定が執られて収容している者等に対して、観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。③の業務に関しては、「法務少年支援センター」の名称を使用している。 |
| 処遇 | 警察等によって検挙された者が、その後、検察、裁判、矯正及び更生保護の各段階で受ける取扱いをいう。 |
| 自立準備ホーム | 刑務所・少年院などを出所した後、帰る家のない者が、自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設。あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人、社会福祉法人などが、それぞれの特長を生かして自立に向けた生活指導などを行っている。 |
| 新受刑者 | 裁判が確定し、その執行を受けるため、新たに入所した受刑者。 |
| セーフティネット住宅 | 低額所得者、被災者、高齢者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する住宅確保要配慮者の入居を受け入れる住宅として都道府県等が登録した住宅のこと。 |
| 生活環境の調整 | 刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すもの。 |
| た行 | |
| 地域生活定着支援センター | 高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。2009年度に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業（現在は地域生活定着促進事業）」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。 |
| 地域包括支援センター | 市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う機関。 |
| 地方検察庁 | 検察官の行う事務を統括する機関。地方検察庁は各都道府県庁所在地等に置かれ、地方裁判所・家庭裁判所が管轄する刑事事件を取り扱い、捜査及び起訴・不起訴などの処分を行っている。 |

| | |
|------|---|
| 特別調整 | 矯正施設及び保護観察所において、高齢者又は障がいを有する者で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、釈放後速やかに、必要な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするため、適当な帰住先の確保を含め、出所後の福祉サービス等について調整を行うもの。 |
| は行 | |
| 非行少年 | 犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年をいう。 ①「犯罪少年」罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。 ②「触法少年」14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。 ③「ぐ犯少年」保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性 |

| | |
|--------------|---|
| | 格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。 |
| BBS会 | 非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等(BBS運動(Big Brothers and Sisters Movement))を行う青年のボランティア団体。 |
| 法務少年支援センター | 少年鑑別所が、少年鑑別所法第131条に基づき、児童福祉機関、学校・教育機関などの青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動などを行う際の名称。 |
| 暴力追放運動推進センター | 暴力団員による不当な行為の防止と被害の救済に寄与することを目的として、公安委員会の指定により各都道府県に一つずつ設置された機関であり、県民や各自治体が暴力追放運動を推進するための拠点としての活動を行っている。 |
| 保護観察 | 犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督及び補導援護を行うこと。保護観察処分少年、少年院仮退院者、仮釈放者、保護観察付執行猶予者及び婦人補導院仮退院者の計5種の人がある対象となる。 |
| 保護観察官 | 心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、社会の中において、犯罪をした人や非行のある少年の再犯・再非行を防ぎ改善更生を図るための業務に従事する国家公務員。 |
| 保護観察所 | 主に家庭裁判所の決定により保護観察になった少年、刑務所や少年院から仮釈放等になった人、保護観察付執行猶予になった人などに対する保護観察などを行う機関。全国に50か所あり、それぞれ地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている。 |
| 保護司 | 犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである。その身分は法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員であり、保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行っている。 |
| や行 | |
| 薬物事犯者 | 覚せい剤や大麻などの薬物に関する犯罪・非行をした者のこと。 |

第2次山形県再犯防止推進計画

令和8年3月

編集・発行 山形県健康福祉部地域福祉推進課
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
電話 023-630-2269
<https://www.pref.yamagata.jp>
